

令和 7 年度 松伏町一般廃棄物処理実施計画

1 趣旨

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号）第 6 条の規定に基づき、令和 7 年度一般廃棄物処理実施計画を以下のとおり定める。

2 計画期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日

3 計画区域

松伏町全域

4 ごみ処理実施計画

（1）一般廃棄物の分別区分

区分	主なもの
燃えるごみ	生ごみ、プラスチック製品（ペットボトルを除く）、皮革製品、ゴム製品
カン	飲食料用のカン（飲料、食料用等）
ビン	飲食料用のビン（飲料、食料用等）
古紙	新聞紙、雑誌、段ボール、雑紙
布類	古着、シーツ、カバン、ぬいぐるみ等
燃えないごみ	ガラス、せともの類、飲食料用以外のビン・カン、（一辺 4 0 c m 未満）、金属類（鍋、やかん、プライパン等）、傘、LED 電球等
有害ごみ	リチウムイオン電池が含まれる製品、乾電池、充電式電池、蛍光灯、電球、体温計、温度計、小型家電製品
危険ごみ	刃物類、スプレー缶、カセットボンベ、ライター
ペットボトル	P E T ボトル認識表示マークがあり、飲食料用のもの
粗大ごみ	原則、一辺が 4 0 c m 以上又は三辺の合計が 9 0 c m 以上のもの
せん定枝・刈草	せん定枝（直径 1 5 c m 以下、長さ 1 0 0 c m 以下）、刈草
小型家電製品	携帯電話、ゲーム機、デジタルカメラ、音響機器、映像用機器等
動物死体	路上等の動物死体

（2）収集運搬等の方法及び量

ア 家庭系ごみ

区分	計画収集量	排出方法	収集回数	収集方法	実施主体
燃えるごみ	5, 6 1 0 t	袋（透明・半透明）	週 2 回	集積所	町（委託）

カン	7 1 t	袋（透明・半透明）	月 2 回	集積所	町（委託）
ビン	1 4 3 t	袋（透明・半透明）	月 2 回	集積所	
古紙	3 4 9 t	紙袋・透明・半透明袋・紐でしばる	月 2 回	集積所・拠点回収	
布類	6 8 t	袋（透明・半透明）	月 2 回		
燃えないごみ	1 1 1 t	指定袋	月 1 回	集積所	
有害ごみ	1 2 t	袋（透明・半透明）	月 1 回	集積所・拠点回収	
危険ごみ	3 t	袋（透明・半透明）	月 1 回	集積所	
ペットボトル	5 0 t	袋（透明・半透明）	月 2 回	集積所・拠点回収	町（委託）・排出者
粗大ごみ	1 5 9 t	—	随時	戸別収集・直接持込	
せん定枝・刈草	1 4 t	指定の方法	随時	直接持込	排出者
小型家電製品	1 t	—	随時	拠点回収	町（委託）・町（直営）
動物死体	2 0 0 体	—	随時	戸別収集	町（委託）

※計画収集量は令和 5 年度実績による。

イ 事業系ごみ

区分	計画収集量	排出方法	収集回数	収集方法	実施主体
燃えるごみ	1, 6 2 1 t	袋（透明・半透明）	随時	戸別収集	許可業者・自己処理
カン	5 t	袋（透明・半透明）			
ビン	5 t				
燃えないごみ	1 0 t	指定袋			
粗大ごみ	3 0 t	－			
せん定枝・刈草	1 7 t	指定の方法		直接持込	

※計画収集量は令和 5 年度実績による。

ウ 拠点回収

施設名	ペット ボトル	紙パック	乾電池	小型家電 製品	古紙・布
役場本庁舎	○	○	○	○	
北部サービスセンター	○	○	○	○	
中央公民館	○	○	○	○	
多世代交流学習館	○	○	○		
B & G 海洋センター	○	○	○		
ふれあいセンターかがやき	○		○		
保健センター		○	○		
赤岩農村センター			○		
近藤紙材(株)					○

(3) 中間処理・資源化の方法及び量

ア 一次中間処理（東埼玉資源環境組合、リサイクルセンター）

実施主体・ 施設名	処理区分	搬入者	数量	残渣量	処分方法
東埼玉資源 環境組合	焼却 熱回収	町（直営）	1 4 8 t	5 3 5 t	埼玉県環境整備セ ンター・県外民間 処分場に埋立
		町（委託）	5, 4 6 2 t		
		許可業者	1, 6 2 1 t		
リサイクル センター	分解 選別 圧縮	町（直営）	6 t	可燃性残渣 1 3 5 t 雑芥残渣 5 5 t	可燃性残渣は東埼 玉資源環境組合へ 搬入、雑芥残渣は 民間中間処理施設 へ搬入し2次処理 後、残渣を埋立
		町（委託）	4 1 8 t		
		許可業者	5 0 t		
		直接持込	1 2 3 t		

※計画収集量は令和5年度実績による。

イ 二次中間処理（雑芥残渣処理：民間処理施設）

実施主体 施設名	処理区分	搬入量	残渣量	処分方法
町（委託） 民間処理施設	破碎 選別 焼却 熱回収	2 4 t	7 t	民間処分場へ埋立

ウ 再資源化の方法及び量

区分	再資源化の方法	再資源化量
カン	鉄とアルミに選別、圧縮梱包して、再資源化事業者へ売却	83 t
ビン	無色、茶色、その他色に選別後、再資源化事業者へ資源化处理委託	102 t
古紙	再資源化事業者へ売却し、再資源化处理	348 t
布類	再資源化事業者へ引渡し、再資源化处理	68 t
燃えないごみ (粗大ごみ含む)	分解処理後、金属類を選別し、再資源化事業者へ売却。	79 t
有害ごみ	乾電池、蛍光灯に分別して、再資源化事業者へ処理委託	7 t
危険ごみ	分別して、再資源化事業者へ処理委託	3 t
ペットボトル	再資源化事業者へ売却し、再資源化处理	50 t
せん定枝・刈草	東埼玉資源環境組合堆肥化施設へ搬入し、破碎、発酵させ堆肥化	30 t
小型家電製品	小型家電製品等の有価物は再資源化处理業者へ売却	1 t

※再資源化量は令和5年度実績による。

(4) 最終処分の方法及び量

実施主体	区分	搬出先	処理方法	計画埋立量
東埼玉資源環境組合	焼却灰	埼玉県環境整備センター 県外民間処分場	埋立	535 t
町（委託）	不燃残渣	埼玉県環境整備センター		100 t
	雑芥残渣	民間処分場		7 t

(5) その他、処理困難物、特別法等により処理すべきもの等

区分	再資源化の方法	処分方法
特別法の定めによるもの		
特定家庭用機器再商品化法	テレビ、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機	指定引取書に持ち込み又は販売店等による回収
資源の有効な利用の促進に関する法律	パソコン、蓄電池	製造メーカー、小型家電リサイクル法による認定事業者等による回収

二輪車リサイクルシステムによるもの	引取り対象車両となっている二輪車	廃棄二輪車取扱店による回収
消火器リサイクルシステムによるもの	リサイクル対象となっている消火器	特定窓口又は指定引取所による回収
鉛蓄電池リサイクルシステムによるもの	リサイクル対象となっている鉛蓄電池	販売店又は専門処理業者による回収
有害、危険性により生活環境等に支障をきたす恐れのあるもの	毒薬、劇薬、農薬、バッテリー、ガスボンベ類、ガソリン、シンナー等爆発引火の恐れあるもの	販売店又は専門処理業者による回収
処理施設の機能に支障をきたす恐れのあるもの	バイク、車の部品建築廃材（畳、便器、洗面台、コンクリート、ブロック、レンガなど）、土、石、耐火金庫、ボウリングの球、ウォーターサーバーなど	販売店、製造メーカー、専門処理業者等による回収

5 生活排水処理実施計画

（１）収集運搬等の方法及び量

区分	計画収集量	収集回数	実施主体	搬入先
し尿	7 7 1 k l	随時	町（委託）	東埼玉資源環境組合
浄化槽汚泥	4, 6 0 4 k l		許可業者	

（２）処理の方法及び量

施設名	処理区分	処理計画量	残渣量 処分方法
東埼玉資源環境組合汚泥再生処理センター	固液分離方式 水処理方式	5, 3 7 5 t	汚泥は脱水し、助燃材として東埼玉資源環境組合第二工場へ搬入し焼却 汚泥分離後の排水は水処理を行い下水道へ放流

6 処理施設

（１）中間処理施設（東埼玉資源環境組合、松伏町）

ア 焼却施設

施設名	東埼玉資源環境組合第一工場 ごみ処理施設
所在地	越谷市増林三丁目２番地１
処理方式	全連続燃焼式機械炉
処理能力	8 0 0 t／日（2 0 0 t／日・4 炉）

イ 資源化施設

施設名	松伏町リサイクルセンター
所在地	松伏町大字築比地 1 3 0 3 番地 1
処理方式	破碎、磁力選別、圧縮
処理能力	5 t / 日未満

(2) 中間処理施設 (民間処理施設)

ア 廃乾電池

施設名	野村興産株式会社 イトムカ鋳業所
所在地	北海道北見市留辺蘂町富士見 2 1 7 番地 1
処理対象物	廃乾電池
形式	水銀回収 (破碎加熱処理)
処理予定量	9 t

イ 廃蛍光灯

施設名	株式会社ウム・ヴェルト・ジャパン 寄居工場
所在地	埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山 3 3 0 番地 1
処理対象物	廃蛍光灯
形式	水銀回収 (破碎加熱処理)
処理予定量	2 t

ウ 雑芥残渣、廃ライター、廃家電 (家電 4 品目)

施設名	株式会社カツタ
所在地	茨城県ひたちなか市高野 1 9 6 8 番地 2
処理対象物	雑芥残渣、廃ライター、廃家電 (家電 4 品目)
形式	破碎、選別、焼却
処理予定量	5 7 t

(3) 資源化処理施設

ア 堆肥化施設

施設名	東埼玉資源環境組合 堆肥化施設
所在地	越谷市増林三丁目 2 番地 1
処理方式	破碎

処理能力	一時破砕機 4.5 /h・二次破砕機 3 t/h・ 三次破砕機 0.9 t/h
処理予定量	40 t

イ 東埼玉資源環境組合第一工場ごみ処理施設の焼却灰等の資源化処理施設

施設名	資源化予定量
彩の国資源循環工場	256 t
埼玉県リサイクル工場	47 t
福島県リサイクル工場	70 t

(4) 最終処分施設

ア 東埼玉資源環境組合第一工場ごみ処理施設の焼却灰等の最終処分施設

施設名	処理予定量
埼玉県環境整備センター	9 t
福島県民間処分場	5 t
山形県民間処分場	140 t
山形県民間処分場	195 t
秋田県民間処分場	93 t
秋田県大館市民間処分場	93 t

イ 不燃残渣の最終処分場

施設名	埼玉県環境整備センター
所在地	埼玉県大里郡寄居町三ヶ山 368 番地
対象物	不燃残渣（陶器、瀬戸物類）
処理予定量	100 t

ウ 民間最終処分場

施設名	新和企業有限会社 一般廃棄物管理型最終処分場
所在地	茨城県北茨城市磯原町木皿 824
対象物	雑芥残渣、廃ライター、廃家電（家電 4 品目）中間処理後の焼却灰
処理予定量	7 t

(5) し尿・浄化槽汚泥処理施設

施設名	東埼玉資源環境組合第二工場 汚泥再生処理センター
所在地	八潮市大字八条681番地1
形式	固液分離方式＋水処理方式＋下水道放流
処理能力	260k1／日

7 一般廃棄物の排出抑制・再資源化施策

施 策	具体的な取組内容
集団資源回収の促進	ごみの減量化を図るため、集団資源回収奨励補助金を交付する。
S D G s の理解促進と行動変革	一人ひとりの行動が持続可能な社会づくりにつながることを意識できるよう、新たに資源物の拠点回収を整備する。
ごみと資源物の分別徹底	ごみと資源物の分別を徹底するため、ペットボトルの回収を月2回に増加することでごみ減量を促進すると共に、各種広報、啓発活動を行う。また、指定袋のうちカン、ビンの指定袋を廃止し利便性の向上を図る。なお、事業系ごみについては減量化を図るため多量排出事業者へ減量化計画の提出を依頼する。
枝草の堆肥化	燃えるごみの減量化を図るため、枝草搬入奨励補助金を交付する。
人口減少を見据えたごみ収集・処理システムの構築	遺品整理などに伴う一時多量ごみへの対応を図るため、松伏町環境事業協同組合へ一般廃棄物処理業許可を与え、事業系ごみの松伏町リサイクルセンターへの搬入体制を整備する。
ごみ処理有料化の検討	ごみの発生抑制・排出抑制や再生利用の促進、また負担の公平性の確保等の観点から東埼玉資源環境組合及び構成市と連携しながらごみ処理有料化を検討する。
プラスチック製品の分別収集	ごみの発生抑制・排出抑制や再生利用の促進のため、東埼玉資源環境組合及び構成市と連携しながら統一的なリサイクルシステムの導入を検討する
災害廃棄物処理等体制の強化	松伏町廃棄物処理計画における災害廃棄物処理体制を見直すとともに、民間事業者との協力体制の拡充を図る。
食品ロス削減の啓発	食品ロス削減のため啓発活動を実施する。

8 一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業

(1) 許可の方針

一般廃棄物処理業許可については、現在、許可証を交付している者において収集能力に十分な余力があることから、新たな許可はしないものとする。

ただし、廃棄物の広域的な処理・リサイクルを促進する観点から必要と認めた場合はこの限りではない。

浄化槽清掃業については、現在、許可証を交付している者において業務能力が十分確保されていることから、新たな許可はしないものとする。

(2) 一般廃棄物処理業許可業者

許可番号	業者名	廃棄物の種類	処理区分
6-1	有限会社 松伏清掃事業	事業系可燃物、特定家庭用機器、浄化槽汚泥	収集運搬
6-3	東武商事 株式会社	事業系可燃物、特定家庭用機器	収集運搬
6-4	共栄商事 有限会社	浄化槽汚泥	収集運搬
6-6	株式会社 十河サービス	事業系可燃物（特定店舗のみ）	収集運搬
6-7	エスシーエス 株式会社	事業系可燃物、浄化槽汚泥	収集運搬
6-9	松伏町環境事業協同組合	事業系ごみ全般	収集運搬

(3) 浄化槽清掃業許可業者

許可番号	業者名	処理区分
6-2	有限会社 松伏清掃事業	浄化槽清掃
6-5	共栄商事 有限会社	浄化槽清掃
6-8	エスシーエス 株式会社	浄化槽清掃